

## 和泉市サイクルアンドバスライド事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地域間幹線系統の路線バス停留所の近隣に設置するサイクルアンドバスライド専用の自転車等駐輪スペース（以下「駐輪場」という。）の利用等に関し必要な事項を定め、自転車等とバスを組み合わせた移動環境を整備し、公共交通の利便性向上及び利用促進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域間幹線系統 国の支援を活用し、和泉市と隣接市にまたがって運行するバス路線をいう。
- (2) サイクルアンドバスライド 自宅などの出発地から自転車等で最寄りのバス停まで行き、バスに乗り換えて目的地へ向かう交通手段をいう。
- (3) サイクル&バスいずみスポット 和泉市が実施するサイクルアンドバスライド事業で設置する自転車等駐輪スペースをいう。

### (利用登録の期間)

第3条 駐輪場の利用登録期間は、4月1日から翌年3月31日の1年間とする。ただし、年度の途中で利用登録を行った場合は、登録された日から当該年度の3月31日までとする。

### (利用の申込)

第4条 駐輪場の利用を希望する者は、サイクル&バスいずみスポット利用申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申込書の提出は、利用希望開始日の30日前から7日前まで受付するものとする。

### (駐輪証の交付等)

第5条 市長は、前条第1項の申込書の提出があったときは、速やかにサイクル&バスいずみスポット駐輪証（以下「駐輪証」という。）を当該申込者に交付するものとする。

- 2 利用者は、駐輪場を利用するときは前項の規定により交付された駐輪証を駐輪する自転車等に掲示し、市長が指定する場所に駐輪しなければならない。

### (駐輪証の再発行)

第6条 駐輪証の交付を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、駐輪証を紛失し、汚損し、又は毀損したときは、駐輪証の再交付を受けることができる。

- 2 駐輪証の再交付を受けようとする者は、サイクル&バスいずみスポット駐輪証再交付申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。当該申請において、汚損又は毀損によるときは、当該駐輪証を添えるものとする。

3 第1項の規定により駐輪証の再交付を受けた者で、紛失した駐輪証を発見した場合は、速やかに、当該駐輪証を市長に返納しなければならない。

(駐輪証の返納)

第7条 利用登録者は駐輪場の利用を希望しなくなったときは、速やかに、サイクル&バスいずみスポット駐輪証返納届出書(様式第3号)に駐輪証を添えて市長に届け出なければならない。ただし、利用登録期間が満了している場合は、この限りでない。

(利用登録者の責務)

第8条 利用登録者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 駐輪証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- (2) サイクルアンドバスライド以外の目的で駐輪場を利用しないこと。
- (3) 正当な理由なく自転車等を1週間以上放置しないこと。

(台帳の整備)

第9条 市長は、サイクル&バスいずみスポット利用者台帳を備え、常に駐輪証の交付状況を明らかにしておかななければならない。

(公表)

第10条 市長は、駐輪場の位置、名称及び収容台数について、市のホームページ等で公表するものとする。

(責任)

第11条 駐輪場内における自転車等の事故、盗難等について、市は一切の責任を負わないこととする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(令和5年12月1日)

この要綱は、令達の日から施行する。



様式第2号（第6条関係）

サイクル&バスいずみスポット駐輪証再交付申込書

年 月 日

和泉市長 あて

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

サイクル&バスいずみスポット駐輪証の再交付を受けたいので、次のとおり申し込みます。

1 再交付申込理由  紛失  汚損・毀損

様式第3号（第7条関係）

サイクル&バスいずみスポット駐輪証返納届出書

年 月 日

和泉市長 へ

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

サイクル&バスいずみスポットの利用を希望しなくなったので、駐輪証の返納を届出します。